

伊那中央病院保安規程

平成15年4月1日

訓令第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、伊那中央病院（以下「病院」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(効力)

第2条 病院の経営者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この訓令を実施するため、必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

(改正)

第4条 この訓令又は前条に定めた細則の制定又は改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定する。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務の監督)

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務は、伊那中央行政組合長（以下「統括管理者」という。）が総括管理し、電気主任技術者を別図1のように配置して、その監督にあたらせる。

(電気主任技術者の義務)

第6条 電気主任技術者は、統括管理者を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の業務を総括しなければならない。

2 電気主任技術者は、法令並びにこの規定を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の職務を誠実に行わなければならない。

(電気主任技術者の職務)

第7条 電気主任技術者の保安監督の職務は、次の事項について行う。

- (1) 電気工作物に係る従事者に対する保安教育に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物の保守に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) 保安業務の記録に関すること。

(7) 保安用機材及び書類の整備に関すること。

2 電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督の職務を誠実に行う。

(設置者の義務)

第8条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し、又は実施しようとするときは、電気主任技術者の意見を求めなければならない。

2 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重する。

3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類が電気工作物に係る保安に関係のある場合は、電気主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち合わせるものとする。

(従業者の義務)

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(電気主任技術者不在時の措置)

第10条 電気主任技術者が、病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておく。

2 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に行う。

(電気主任技術者の解任)

第11条 電気主任技術者が、次の各号のーに該当する場合は、当該電気主任技術者を解任することができる。

(1) 電気主任技術者が病気により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不適当と認められたとき。

(2) 電気主任技術者が法令又はこの規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

(3) 電気主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。

2 電気主任技術者は、前項に該当する場合又は昇進、転任若しくは退職等の場合のほか、その意に反して解任されない。

### 第3章 保安教育

(保安教育)

第12条 電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を計画的に行う。

(保安に関する訓練)

第13条 電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気事故、その他非常災害が発生した時の措置について、少なくとも年1回実地指導訓練を行う。

#### 第4章 工事の計画及び実施

##### (工事計画)

第14条 統括管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「**保守工事**」という。）計画を立案し、統括管理者に承認を求めらる。

3 前項の計画は、当該事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聞いて行う。

##### (工事の実施)

第15条 電気工作物の工事計画の実施にあたっては、病院の業務活動等と調整を図り、統括管理者の承認を得てこれを実施する。

2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、電気主任技術者の監督のもとに、これを施工する。

3 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障がないことを確認して引取る。

4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するため別に定める作業心得によって行う。

5 作業心得は、次の各号について定めるものとする。

- (1) 停電範囲、時間及び作業用器具等の準備状況の確認
- (2) 作業時間、停電時間、充電部分の防護措置及び危険区域の表示
- (3) 停電中の遮断器及び開閉器の誤操作の防止装置
- (4) 作業責任者の氏名及びその責任
- (5) 作業終了時の点検及び測定

#### 第5章 保守

##### (巡視、点検、測定)

第16条 電気工作物工事、維持又は運用に関する保安のためにする巡視、点検及び測定は、別表1に定める基準並びに別に定める巡視点検心得により行う。

2 巡視点検心得は、次の各号について定める。

- (1) 巡視経路
- (2) 巡視中の点検箇所及び点検事項
- (3) 巡視点検の周期

3 電気主任技術者は、別表1に定める巡視、点検及び測定基準により電気工作物の保守業務の指揮監督を行うにあたっては、当事業所の業務活動等との調整を図り、年度計画を作成し、統括管理者の承認を得てこれを実施し、その結果について統括管理者に報告する。

第17条 電気主任技術者は、前条の巡視、点検及び測定の結果、法令に定める技術基準に

適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理若しくは改造若しくは移設し、又はその使用を一時停止若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するように維持する。

(事故の再発防止)

第18条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密点検を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないように措置する。

#### 第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第19条 電気工作物の運転又は操作の基準は、別に定める細則によるものとする。

2 前項の細則は、次の各号について定めるものとする。

- (1) 平常時及び事故その他の異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作手順及び運転方法並びに指令系統並びに運転系統
- (2) 電気工作物の軽微な事故を修理し又は使用停止若しくは使用制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領
- (3) 電気事業者との連絡事項
- (4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

#### 第7章 長期の保管

(発電設備の長期の保管)

第20条 発電設備を相当期間にわたり保管する場合には、次の措置等必要な対策を講じる。

- (1) 休止設備と運転設備の区分を明確にし、事故防止等に必要な対策を講じる。
- (2) 主要機器の点検手入れを行い、必要個所に防錆、防湿等の対策を講じる。

(発電設備の運転の開始)

第21条 発電設備を相当期間保管の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転を行い、安全確保に万全を期する。

#### 第8章 災害対策

(防災体制)

第22条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するため、応急資材を備蓄するとともに、防災思想を従業員に徹底し、災害発生時の措置に関する病院内の体制及び病院外の関係機関との協力体制をあらかじめ整備しておく。

(災害時における危険防止)

第23条 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

2 電気主任技術者は、災害の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

第24条 災害時等において、中部電力株式会社と連絡がとれない場合においては、連絡が

取れるまでの間、発電設備の運転を停止する。

## 第9章 記録

(記録)

第25条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、細則に定めるところにより記録し、保守上、法令上必要な期間保存する。

2 前項の細則は、次の各号についても定めるものとする。

- (1) 主要電気機器の設備台帳
- (2) 運転日誌（日常巡視点検記録を含む。）
- (3) 定期巡視点検手入記録
- (4) 試験及び測定記録
- (5) 電気事故報告
- (6) 保修工事報告書
- (7) 精密点検手入記録
- (8) 法定自主検査記録
- (9) 保安教育記録

## 第10章 法定自主検査

(法定自主検査の実施)

第26条 経済産業局省令で使用前自主検査、定期自主検査が定められている電気工作物に関しては、当該検査の執行及び品質管理に係る責任を明確にするとともに、電気主任技術者の下、法令に従い、次の自主検査を行い、その記録を保管する。

- (1) 定期自主検査にあたっては、当該電気工作物が技術基準に適合していることを確認

## 第11章 責任の分界

(責任の分界点)

第27条 中部電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約書のとおりとする。（別図第2：構内図のとおり）

(需要設備の構内)

第28条 需要設備の構内は、別図第2に示すとおりとする。

(発電設備と需要設備等との設備区分)

第29条 発電設備と需要設備等との設備区分は送電関係一覧図及び単線結線図等により、それらの区分を明確にしておく。

## 第12章 雑則

(危険表示)

第30条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するような表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第31条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は、これを適正に保管する。

(設計図書類の整備)

第32条 電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱説明書等については、必要期間整備保存する。

(手続書類等の整備)

第33条 関係官庁及び電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、必要な期間その写しを保存する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。